



県章

# 滋賀県公報

令和7年(2025年)  
7月22日  
第633号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務の委託(環境政策課).....	1
滋賀県立琵琶湖博物館駐車場使用料の徴収事務の委託(環境政策課).....	2
滋賀県立琵琶湖博物館物品売払代金の徴収事務の委託(環境政策課).....	2
滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例による指定保管業者の廃止の届出(琵琶湖保全再生課).....	2
道路区域の変更(道路保全課).....	2
道路の供用開始(道路保全課).....	3

### ○ 公 告

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告(農政課).....	3
--	---

### ○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部、東近江).....	4
土地改良区定款変更認可公告(東近江).....	5

## 告 示

### 滋賀県告示第278号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年7月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 株式会社ワン・ワールド
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 京都府京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2 ブロックMビル
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県立琵琶湖博物館観覧料(ただし、WEB販売分を除く。)
- 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年4月1日

### 滋賀県告示第279号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年7月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 近江鉄道ゆうグループ 代表者 西武造園株式会社
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東京都豊島区南池袋一丁目16-15
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県立琵琶湖博物館観覧料(ただし、草津市都市公園(水生植物公園みずの森)で販売する共通券代金の徴収に係るものに限る。)
- 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年4月1日

### 滋賀県告示第280号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館駐車場使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年7月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 株式会社トムソン
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市逢坂一丁目12-32
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県立琵琶湖博物館駐車場使用料
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年4月1日

### 滋賀県告示第281号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年7月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 ミュージアムショップおいでや 代表 森 薫
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 湖南市吉永181-6
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県立琵琶湖博物館物品売払代金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年4月1日

### 滋賀県告示第282号

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例(平成14年滋賀県条例第52号)第15条の2第2項の指定保管業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年7月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定保管業者の 氏名または名称	住所または主たる 事務所の所在地	保管施設 の名称	保管施設 の所在地	指定保管業者 保管施設標章	廃止年月日
山本治男	大津市北比良202番地	c o s t a d e H i r a	大津市北比良186, 187	CH	令和7.6.20

### 滋賀県告示第283号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年7月22日から令和7年8月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
		草津市若草一丁目1番2地先 から	変更後	最小 25.0m } 最大	33.4m	道路整備工事 (横断歩道橋 架設)に伴う 道路区域の変

県道	大津能登川長浜線	草津市若草一丁目3番3地先まで		46.5m	33.4m	更
			変更前	最小 25.0m } 最大 32.0m		

滋賀県告示第284号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月22日から令和7年8月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
国道303号	高島市今津町下弘部字野田247番10地先から 高島市今津町下弘部字野田295番8地先まで	令和7.7.22	L=138.0m

公 告

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年7月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 蒲生郡竜王町大字山之上6820番
- (2) 地目 畑
- (3) 面積 964㎡
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 耕作予定者が、従前の利用権契約終了後も継続して利用していたが、登記名義人が死亡した後、利用権契約を更新しようとしたときには、親類縁者とも連絡不通となった。この結果、相続人が不明および所有者等を確認することができなかった。当該農地は、耕作予定者が現在も管理しており、耕作の継続を予定している。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、認定農業者である借受希望者にこの申請に係る農地を貸し付け、野菜、果樹等の生産を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は、地域計画区域内の農地であり、当該農地の耕作予定者は、当該地域計画において、当該農地を担う者として定められていることから、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が定める農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱い要領第3条の規定に基づく基準に適合するものである。

5 希望する利用権の始期等

- (1) 始期 令和7年12月1日
- (2) 存続期間 5年1か月
- (3) 借賃に相当する補償金の額 24,100円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和7年8月5日(火)
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815
- (3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨およびその理由
- カ その他参考となるべき事項

## 農業農村振興事務所公告

## 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、上田上土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年7月22日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

## 1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	古 家 五 十 次	大津市牧一丁目8番37号
”	古 市 豊	同 所5番13号
”	山 本 博	同 所9番50号
”	小 泉 雅 章	同 市平野一丁目8番33号
”	羽 野 正 清	同 所5番23号
”	南 部 雅 彦	同 市堂一丁目3番25号
”	前 田 明 弘	同 所10番11号
”	西 村 武 志	同 所11番8号
”	西 村 公 一	同 市新免二丁目12番17号
”	西 村 勉	同 所13番30号
”	西 村 茂 明	同 所26番16号
監 事	奥 野 宗 寛	同 市堂一丁目5番7号
”	上 野 正 和	同 市関津三丁目1番30号

## 2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	山 本 博	大津市牧一丁目9番50号
”	田 村 繁 明	同 所6番18号
”	古 家 輝 彦	同 所1番15号
”	羽 野 正 清	同 市平野一丁目5番23号
”	奥 村 明 之	同 所14番32号
”	南 部 雅 彦	同 市堂一丁目3番25号
”	前 田 明 弘	同 所10番11号
”	西 村 武 志	同 所11番8号
”	西 村 勉	同 市新免二丁目13番30号
”	西 村 茂 明	同 所26番16号
”	西 村 弘 司	同 所16番6号
監 事	奥 野 宗 寛	同 市堂一丁目5番7号
”	上 野 正 和	同 市関津三丁目1番30号

## 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、津田内湖土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年7月22日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	西 川 進	近江八幡市白王町806番地
〃	東 信 次	野洲市市三宅2704番地9
〃	門 野 照	近江八幡市島町1269番地
〃	中 谷 正 一	同 市中之庄町338番地
〃	藤 木 康 雄	同 市南津田町27番地
〃	木 下 亨	同 市大房町557番地2
〃	深 井 幸 三	同 市北津田町943番地
〃	前 出 博 幸	同 所1002番地
〃	中 沼 秀 之	蒲生郡日野町下駒月1650番地
〃	岡 本 政 美	近江八幡市南津田町325番地
〃	水 原 弘 樹	同 市安土町常楽寺734番地
監 事	福 永 博 行	同 市小船木町885番地
〃	安 部 健 治	同 市島町567番地2

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	西 川 進	近江八幡市白王町806番地
〃	東 信 次	野洲市市三宅2704番地9
〃	中 谷 正 一	近江八幡市中之庄町338番地
〃	藤 木 康 雄	同 市南津田町27番地
〃	木 下 亨	同 市大房町557番地2
〃	深 井 幸 三	同 市北津田町943番地
〃	前 出 博 幸	同 所1002番地
〃	中 沼 秀 之	蒲生郡日野町下駒月1650番地
〃	岡 本 政 美	近江八幡市南津田町325番地
〃	弓 削 田 信 基	同 市大中町51番地
監 事	深 尾 甚 一 郎	同 市南津田町326番地
〃	関 島 忠 人	同 市川原町二丁目6番地7

-----  
**土地改良区定款変更認可公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、安土町城南土地改良区の定款の変更は、令和7年7月15日に認可した。

令和7年7月22日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

